

## ○選挙公報発行規程

平成17年3月22日

選挙管理委員会告示第8号

改正 令和2年選挙管理委員会告示第16号

(趣旨)

第1条 この規程は、選挙公報の発行に関する条例(平成17年菊池市条例第23号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載文の申請)

第2条 候補者が条例第3条の規定による申請をしようとするときは、選挙の当該選挙の期日の告示があった日までに選挙公報掲載申請書(様式第1号)に菊池市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の交付する選挙公報掲載文原稿用紙(様式第2号。電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。以下この条及び次条第3項において「原稿用紙」という。)に記載し、又は記録した掲載文(以下「掲載文」という。)及び当該選挙の期日前6月以内に撮影した候補者の上半身手札型写真2枚を添えて委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の掲載文を書面により提出する場合は、2通提出しなければならない。
- 3 第1項の写真は、裏面に候補者の氏名を記載し、認印を押印したものでなければならない。
- 4 掲載文のスペースは、市議会議員選挙では横11.5センチメートル縦9センチメートル、市長選挙では横17.5センチメートル縦13.5センチメートルとする。ただし、印刷等の都合により変更する場合がある。

(掲載文の記載方法等)

第3条 掲載文は、委員会が交付する原稿用紙に、無彩色で記載し、又は記録しなければならない。

- 2 氏名欄には、当該候補者の立候補の届出書又は推薦届出書に記載された氏名(公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項の規定により、通称の使用について選挙長の認定を受けている場合には当該通称)を記載し、又は記録しなければならない。この場合において、党派(これに付する「届出」及び「公認」の文字を含む。)、

年齢及び生年月日も併せて記載し、又は記録することができるものとする。

- 3 候補者が、掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、候補者が原稿用紙に掲載文を記載し、又は記録することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。

(掲載文の訂正)

第4条 委員会は、前2条の規定に違反して記載し、又は記録した掲載文の申請があったとき、又は掲載文の文字の態様等により印刷した場合において印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、当該候補者に対し、その掲載箇所の訂正を求めることができる。

- 2 候補者が前項の規定による求めに応じない場合は、委員会は必要な訂正をすることができる。

(掲載順序のくじ)

第5条 条例第4条第2項の規定による掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、あらかじめ委員会が告示する。

(選挙公報の様式)

第6条 選挙公報は、おおむね様式第3号によるものとする。

(掲載文の撤回又は修正)

第7条 候補者は、条例第3条の規定による申請を撤回しようとするときは、選挙公職掲載文撤回申請書(様式第4号)を、これに修正しようとするときは、新たに記載し、又は記録し直した掲載文を添えて、選挙公報掲載文修正申請書(様式第5号)を委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による撤回又は修正の申請は、第2条第1項の規定による提出期限後においてこれを行うことができない。

(掲載文等の返還)

第8条 候補者から提出された掲載文及び写真は、これを返還しないものとする。

(候補者が死亡した場合等の措置)

第9条 第2条第1項の規定による提出期限後において候補者が死亡し、若しくは候補者たることを辞した場合(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第91条第2項又は同法第103条第4項の規定に該当する場合を含む。)又は立候補の届出を却下された場合に

においても、当該候補者の申請に係る掲載文の掲載は、原則として中止しないものとする。

(選挙公報の訂正)

第10条 選挙公報に誤りがあったときは、委員会は告示をもって訂正することができる。

附 則

この規程は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(令和2年選挙管理委員会告示第16号)

この規程は、告示の日から施行する。